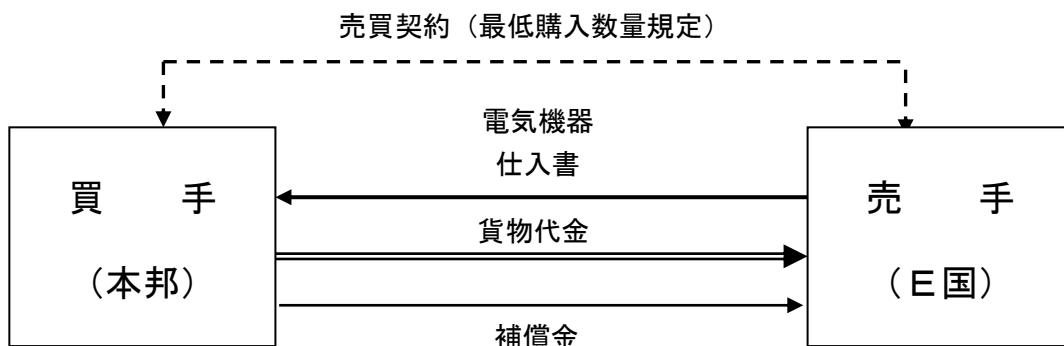


38. 最低購入数量に満たなかつたために買手が売手に支払う補償金



【照会要旨】

当社（買手）は、売手から電気機器を購入（輸入）しています。

当社と売手は、売買契約において、輸入貨物の製造に使用する機械を売手が購入し、その製造機械の購入費用を輸入貨物の仕入書単価に含めて当社が売手に支払うことを取り決めています。

また、売買契約においては、輸入貨物の最低購入数量を取り決め、実際の購入数量が最低購入数量に満たなかつた場合に、購入未達数量（最低購入数量と実際の購入数量の差）に基づき計算された製造機械購入費用相当額を、補償金として当社は売手に支払うこととされています。なお、売手が当該製造機械の購入費用を輸入貨物の貨物代金により回収した後は、補償金は発生しません。

今般、当社の購入数量が最低購入数量に達しなかつたことから、購入未達数量に応じて計算された補償金を売手に支払います。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が売手に支払う補償金の額は、現実支払価格に含まれますか。

なお、関税定率法第4条第2項各号に掲げる特別な事情はありません。

【回答要旨】

上記の取引において、実際の購入数量が最低購入数量を満たさなかつたために貴社が売手に支払う補償金は、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために支払われるものと認められますので、輸入貨物の現実支払価格に含まれます。

（理由）

「現実支払価格」とは、輸入貨物につき、買手が売手に対して又は売手のために、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために現実に支払った又は支払うべき総額をいい、売手の債務の弁済等の間接的な支払の額を含みます。

上記の取引において、貴社（買手）の購入数量が最低購入数量を満たさなかつたために貴社が売手に支払う補償金の額は購入未達数量を基に算出されますが、これは売手が

調達した製造機械の購入費用について支払われるものであり、既に輸入された貨物の製造に使用した製造機械に関する費用です。したがって、当該補償金は貴社と売手との合意に基づき、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために支払われたものであり、当該輸入貨物の現実支払価格の一部を構成します。

なお、現実支払価格を構成する費用か否かは、「補償金」等の費用の名目ではなく、支払の対価の内容や取引の実態等から総合的に判断することとなります。

《参考》 輸入貨物の仕入書が輸入取引に係る価格等の条件を正当に表示するものである場合には、その仕入書価格に基づいて現実支払価格を認定することとなります。輸入貨物に係る仕入書価格の支払に加えて、その輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために、買手により売手に対し又は売手のために行われる何らかの支払がある場合の現実支払価格は、仕入書価格にその支払の額をえた価格となります。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項

関税定率法施行令第1条の4

関税定率法基本通達4-2(1)、(3)、4-2の2(1)

【参考事例】

質疑応答事例（関税評価）「年間最低購入数量に満たなかったために買手が売手に支払う賠償金」

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。（具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）